

ラオスにおける外貨建て給料について

2024年8月14日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2022年10月1日より「改正外国為替管理法（以下、「外為法」）が施行されており（詳細は2022年12月16日付の[ニュースレター](#)をご参照ください）、ラオス国内における外貨の使用について第9条に「ラオス国内において、商品、サービス料金、給料・賃金などはすべて現地通貨ラオスキープ（以下、「キープ」）で記載、表示する必要があります、キープを基礎として、上記の価格を決定すること」が規定されています。今回、労働社会福祉省は、上記、第9条に関連して、ラオス国内のすべての製造・サービス事業者に対して、給与の額を外国通貨で設定し、実際の支払いはキープで行っている場合に適用する為替レートに関する通知（No2721）を2022年8月13日に発行しました（以下、「労働省通知」）。



第9条に基づく、原則、ラオス人の給与の額は、キープで設定しキープで支払うことと解釈されています。労働省通知は、労働者の国籍については触れていませんが、発行の目的としては、キープが安定しない状況から労働者を保護するためとありますが、ラオス人労働者への給与の支払い通貨をキープとすることを徹底させることも意図した通知であるようにも読めます。

以下、労働省通知内容を解説いたします。

2. 適用する為替レートについて

（1）労働者の給与、賃金、手当等（以下、「給料」）を外国通貨で設定し、キープに換算して支払っている場合、給料計算日より前の直近3営業日のうちのいずれかの日のラオス国内の商業銀行が定める最新の為替レートより低いレートを適用してはならない

¹2023年7月14日付「外貨管理の実施に関する首相命令（No10）」では、労働者の賃金・給与は、キープ払いを原則とした上で、外国人労働者又は外国人専門家の雇用を必要とする事業者に関して外国人労働者に対するラオス国内での賃金・給与については、外貨で設定し、外貨で支払うことが可能と明示されています。

(2) 上記(1)に従い給料計算を行っていない場合、雇用契約書及び就業規則の内容を労働省通知に則った内容へ改正し解決すること

(3) 2024年10月1日以降は、労働省通知で規定する商業銀行が定める為替レートより低いレートで給料を計算した場合、事業者は警告を受け、関連する法令に従い罰則の対象となる。同時に(適正な為替レートで)給料の再計算を行い、労働者へ不足分を支払うこと

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信(例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等)を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。